

健康づくり鳥取モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、健康づくり鳥取モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県民が、元気で長く健康を維持していくため、運動による健康づくりの取組を、地域で継続的に行うことができるよう環境整備することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。ただし、本補助金の額は、同表の第5欄に定める額を上限とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月5日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和5年5月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	当該事業実施主体において、これまでに行ったことのない運動による健康づくりの取組であり、他の自治会等を取組の普及が見込まれるもの。
2 事業実施主体	自治会、公民館、NPO法人、地域の活動団体等
3 補助対象経費	事業実施するために要する次の経費 報償費、旅費、需用費（消耗品、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料 等
4 補助率	10 / 10
5 補助金額の上限	200千円

〇〇年度健康づくり鳥取モデル事業計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 （団体名）	
所在地	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

2 事業（取組）の概要

①事業実施期間	年 月 ～ 年 月
②実施回数・頻度	合計 回（頻度：1ヶ月間に 回程度）
③実施場所	
④参加者数	
⑤事業（取組）名	
⑥事業（取組）の内容	

3 実施内容

※事業報告時に記載すること。

実施日	参加人数 (人)	実施内容	備考

(注) 実施日ごとの参加人数、実施内容などがわかる資料（記録等）があれば、その資料の添付に替えることは可。

〇〇年度健康づくり鳥取モデル事業収支予算書（決算）書

1 収 入

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
県補助金				
計				

2 支 出

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比 較	備 考
補助対象経費				
事業実施費				
補助対象外経費				
計				

様

鳥取県知事 

〇〇年度健康づくり鳥取モデル事業補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請書で申請のあった健康づくり鳥取モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、健康づくり鳥取モデル事業補助金交付要綱（年 月 日付第 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

団体の長 印

〇〇年度健康づくり鳥取モデル事業補助金仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け、第 号で交付決定がありました健康づくり鳥取モデル事業補助金について、健康づくり鳥取モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 交付要綱第5条の規定による補助金額の確定額
（ 年 月 日付け、第 号による補助金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注） 確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。